PwCベトナムニュースブリーフ

税務および請求書に関する罰則を定める政令291/2026/ND-CP号

2026年7月



ご一読ください

2026年7月21日、ベトナム政府は税務および請求書に関する行政処分を規定する政令125/2020を改正する政令291/2026を公布しました。政令291/2026は公布日に即日発効しました。

政令291/2026では、ベトナム税務当局から税務情報交換を目的として要求された情報の提供を怠った場合に対する新たな罰則が導入されました。国別報告書（Country-by-Country Report: CbCR）は、税務情報交換の対象となる税務文書の一つです。

そのため、移転価格文書化に関する三層構造（Three-tiered Transfer Pricing Documentation Framework）の要件に基づく提出義務および通知義務を遵守しない場合、政令291/2026で導入された新たな罰則制度の適用対象となる可能性があります。

主な変更点

政令291/2026は、税務情報交換に関連して税務当局から求められた情報の提供義務に違反した場合の具体的な罰則を定める第19a条を、政令125/2020/ND-CPに新たに追加しました。新たな罰則制度の概要は以下のとおりです。

#	違反行為	罰金額（百万VND）	是正措置
1.	税務情報交換に関する要求データの提供が5日以上遅れた場合	10-30	なし
2.	要求された税務情報交換データについて、不正確または不完全な情報を提供した場合	30-50	完全かつ正確な情報の提供を義務付け
3.	当初期限または延長期限から15日を超えても、要求された税務情報交換データを提供しない場合	50-100	完全かつ正確な情報の提供を義務付け
4.	納税者と共謀し、または情報を隠蔽して、税務当局によるデータ収集・検証を妨害した場合	50-100	なし



今後の対応

納税者は、税務情報交換に関する提出義務の対象となる全てのデータおよび情報について、期限管理を徹底する必要があります。特にCbCR（国別報告書）については、期限内提出を確実に行うため、提出期限を厳格に管理し、関連する提出・通知義務を確実に履行することが重要です。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.